

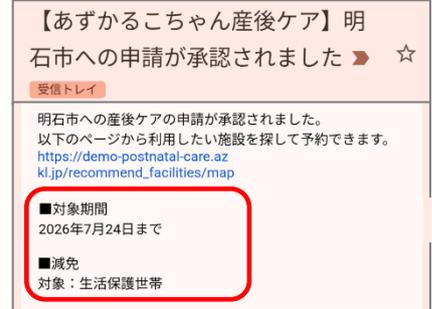
明石市産後ケア事業の利用申請が承認された方へ(利用決定のご案内)

明石市産後ケア事業の利用申請が承認され、利用決定されましたので利用に関する注意事項等をお知らせいたします。

1 はじめに

- 先に送付した利用承認メール「 明石市への申請が承認されました」には、産後ケアを利用できる対象期間と自己負担金の減免の状況が記載されていますのでご確認ください。
- 利用承認メールと本メール「 明石市産後ケア事業の利用申請が承認された方へ(利用決定のご案内)」を、対象期間内は保存していただき、システムと併せて下記の内容をご確認ください。

【利用承認メール見本】



2 ご自分の「明石市発行番号」をご確認ください

利用予約時に必要になる番号です。

システムのアカウント「プロフィール」の画面から確認をお願いします。

「明石市発行番号」は「明石市産後ケアの利用記録」にご記入ください。

【システム プロフィール画面見本】



3 助成回数・時間およびご自分の自己負担金(利用料金)をご確認ください

サービス	利用できる 上限回数・時間 (助成回数)	自己負担金(利用料金)		
		住民税課税世帯	【減免対象】※ 住民税非課税世帯 ・ひとり親世帯	【減免対象】※ 生活保護世帯
宿泊型	7日以内	3,000円/日	1,500円/日	750円/日
通所型	7回以内 (1回7時間以内)	2,000円/回	1,000円/回	500円/回
	1回あたりの利用時間が7時間を超えた場合、超えた分は全額自己負担となります			
訪問型	5回以内 (1回2時間以内)	1,000円	500円	無料
	1回あたりの利用時間が2時間を超えた場合、超えた分は全額自己負担となります			

*利用できる上限回数・時間は、1回の出産あたりです。

*利用料金に含まれるものは、産後ケア利用に際し発生する食費、個室料(特別室除く)、光熱水費、寝具、消毒、訪問型の場合は交通費です。

*宿泊型に関しては、残り1日となった場合、特例として自費での利用と合わせて使用することが可能です。(例：1泊2日、1泊2日、1泊2日の6日を利用。残り1日→1泊2日利用したい場合、1日は助成有り、1日は自費で利用が可能。ただし、自費利用を受け入れている事業所に限る。)

裏面もご確認ください

明石市産後ケア事業の利用につきましてご不安やご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問合せ】 明石市 こども健康センター

〒673-0891 明石市大明石町1丁目6番1号 パピオスあかし6階

電話：078-918-5656/FAX：078-918-6384 (受付時間：9:00~17:15 土・日・祝・年末年始除く)

4 予約、キャンセル

事業所ごとに、産後ケア提供時間(利用時間)が異なります。ご確認のうえ予約をお願いいたします。
(助成上限時間内の利用の場合、自己負担金(料金)は変わりません)

- ・兵庫県産後ケア集合契約に参加する事業所と市が個別に契約する事業所(者)を利用することができます。利用したい事業所を選び、利用予約をしてください。

- 産後ケア事業について(兵庫県ホームページ)

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/sangokeark.html>



- 産後ケア事業(明石市ホームページ)

https://www.city.akashi.lg.jp/shimin_kenkou/kodomo-k/sanngokea.html



- ・明石市内や神戸市内の事業所は、産後ケアシステムから予約ができます。その他の事業所は、事業所が定める方法で予約してください。
- ・予約時には、助成上限内であることをご自身で確認の上、「明石市が委託する産後ケア事業(助成あり)を利用したい」と伝え、キャンセル料の発生時期やキャンセル料等をご確認の上、予約をしてください。

5 「明石市産後ケアの利用記録」の利用方法

- ・明石市産後ケアを利用できる上限回数・時間(助成回数)を超えないように、回数等の管理のために使用します。お手元に無い方は、こども健康センターまでお問合せください。
- ・産後ケア利用時に必ず携行し事業所に提示してください。
- ・産後ケア利用後に事業所に利用日時・サイン等を記入してもらってください。忘れた場合は、後日施設に持参してください。

6 システム上での助成回数(クーポン(利用券)機能)の確認方法

- ・クーポン(利用券)機能は、システム上で助成回数の確認ができる機能です。ただし、産後ケアを利用されシステム上のクーポン機能に結果が反映されるまでに、最長2か月(利用日の翌月末頃)かかりますので、上限を超えて利用しないように、注意してください。

7 アンケートにご回答ください

- ・産後ケア利用後は、利用ごとに回答をお願いします。



8 利用の注意事項

- ・利用変更又は利用中止が有る場合は、速やかに事業所にご連絡ください。キャンセル料(自己負担)が発生する場合があります。事業所から請求がありますので直接お支払いください。
- ・産後ケア利用にかかる自己負担金(利用料金)は、利用当日に事業所へ直接お支払いください。
- ・助成回数・時間を超えて利用される場合は、超えた分については事業所が定める料金を全額自己負担していただくこととなりますので、ご注意ください。
- ・産後ケア利用時に住民票が明石市に無い場合は、利用できません。
- ・利用承認された本人以外は利用できません。
- ・事業所ではオプションサービスや様々な「産後のケア」を提供しています。「産後のケア」は市の産後ケア助成時間内では利用不可となり、料金は利用者の全額自己負担となりますので、事業所へ直接お支払いください。
- ・産後ケアは、赤ちゃんの託児を行う事業ではないため、原則母子同室となります。赤ちゃんを預けての外出は不可となります。